

■会計人コース 8月号「税理士受験ハイパー・トレーニング 酒税法」の訂正とお詫び

会計人コース 8月号「税理士受験ハイパー・トレーニング酒税法」(p.146～p.149)に以下のような誤りがありました。読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正させていただきます。

頁・行	誤	正
p.146 (第1問) 問題文の5行目	……酒類の製造免許は品目別に製造場ごとに製造免許を……	……酒類の製造免許は種類別及び品目別に製造場ごとに製造免許を……
p.146 (第1問) 問題文の10行目	……。同条第5項は「第1項の規定にかかわらず、酒類の製造場以外の場所で酒類と水との混和をしたとき(政令で定める場合を除く。)は、新たに酒類を製造したものとみなす。この場合において、当該混和後の酒類の品目は、この法律で別に定める場合を除き、当該混和前の酒類の品目とする。」と規定している。	……。同条第6項は「第1項の規定にかかわらず、リキュール類と水又は炭酸水との混和をして、エキス分2度未満の酒類としたときは、新たにスピリッツを製造したものとみなす。」と規定している。
p.147 (第2問) 問題文8行目	当該製造方法の内容は次のとおりであるが、当該酒類の品目について説明しなさい。	当該製造方法の内容は次のとおりであるが、 <u>出庫は平成18年5月1日以後としている。よって、当該酒類の種類・品目について説明しなさい。</u>

【第2問に関する補足説明】

過日国税庁より示された試験公告によると、第56回(平成18年)税理士試験の適用法令日は「平成18年4月17日現在施行のもの」とされています。

そして、平成18年度税制改正における酒税法の改正の施行日は大部分が「平成18年5月1日」とされており、今回の本試験では平成18年度改正に関する事項は試験範囲外になるものと考えられます。

しかし、実務を鑑みると、問題文にもあるように酒類の製造方法については製造の開始の日の10日前までに申告書を提出しなければならないとされています。そして、実務では製造した酒類をいつ出庫するかを視野に入れるのが通常です。

本問のように、製造に関する申告書と出庫日が改正法令の施行日をまたぐ場合でも、税制改正の概要は前年の年末にはおおよそ判明していることから、実務では通常施行日以後(改正法)の規定にしたがって申告書を作成するため、本問の解答はあえて平成18年度改正法に基づき記述しました。

なお、受験という観点からは、新旧いずれによっても正解になると思いますが、試験公告により「平成18年4月17日現在施行のもの」とされていることから、旧法で解答することになるでしょう。本問の旧法での解答(品目のみ)は次のとおりです。

- | | | |
|-------------|--------------|------------|
| 番号1：みりん | 番号2：ウイスキー | 番号3：雑酒 |
| 番号4：清酒 | 番号5：その他の雑酒 | 番号6：リキュール類 |
| 番号7：リキュール類 | 番号8：しょうちゅう乙類 | 番号9：ウイスキー |
| 番号10：スピリッツ類 | | |

今回は、実務の視点をも受験生の皆さんに考えながら学習していただくため、あえてこのような出題をしました。

(税理士 松井力)